

情報コーナー



軽度・中等度の難聴のある子どもの補聴器購入費を助成

市は、軽度・中等度の難聴のある子どもを対象に補聴器の購入費を助成します。
 ※平成22年4月1日購入分から
 △対象：本市に住民票があり、両耳の聴力レベルが30dB以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の難聴のある子ども
 ※同一世帯の課税額によって該当しない場合があります

在宅酸素療法者の電気料の一部を助成

市は、酸素濃縮装置を使用している在宅酸素療法治療者に対し、酸素濃縮装置の使用に要する電気料の一部を助成します。

△助成金額

酸素流量 (1分間当たり)	月 額
1ℓ以下	600円
1ℓ超2ℓ以下	700円
2ℓ超3ℓ以下	900円
3ℓ超	1,500円

※月の初日の医師の処方による安静時の酸素流量の最高値

▽助成内容：補聴器購入費の3分の2以内（補聴器の種類に応じて上限額あり）
 ※身体障害者手帳の交付対象となる人は、従来からの補装具費支給制度をご利用ください。また、必要書類など、詳細はお問い合わせください。
 ■問い合わせ 福祉課障害福祉係 (☎20284)
 △申請方法：申請書に必要事項を記入・押印し、医療機関で証明を受け、福祉課障害福祉係まで提出してください。
 詳しくは、お問い合わせください。
 ■問い合わせ 福祉課障害福祉係 (☎20284)

▽対象者：医師の処方に基づき酸素濃縮装置を使用している在宅酸素療法治療者で、次の要件をすべて満たす人①本市に住民票がある②施設に入所していない③交付申請を行う月の属する年度（4～6月は前年度）の市民税が非課税世帯に属している
 ※1カ月に16日以上入院した月は、助成金の支給が停止になります。

日本脳炎予防接種の法律が改正されました

日本脳炎の予防接種について、平成17年5月に厚生労働省からの勧告で積極的勧奨を控えていましたが、新ワクチンの安全性が確認できたことから、今年4月から、第1期の標準的な接種期間である3歳児について、積極的な接種勧奨を再開することになりました。ただし、第2期（9～13歳未満児）は、当分の間接種できません。
 第2期の接種など今後の対応については、厚生労働省の決定があり次第お知らせします。これから接種をされる保護者はご注意ください。
結婚相談会
 市まちづくり結婚推進連絡会は、次のとおり結婚相談会を開催します。

納期限（口座振替日）のお知らせ ■問い合わせ 税務課収税係 ☎20215

税 目	期	納 期 限 (口座振替日)	お 願 い
市民税・県民税(普通徴収)	1期全期	6/30(水)	税額や納付方法等については、6月15日発送の「平成22年度 市民税・県民税納税通知書」をご確認ください。

※平成22年度から全期前納報奨金制度を廃止しました。なお、全期分を一括して納付する「全期前納」は、これまでどおり納付書または口座振替（登録者のみ）で行えます。
 【予告】7月は固定資産税・都市計画税（2期）、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料（いずれも普通徴収/1期・全期）の納期です。（納期限/口座振替日＝8月2日(月)）

【お詫びと訂正】5月号9ページ、子宮がん健診の市指定医療機関に渡辺医院（☎202073）の掲載が漏れていました。お詫びして訂正します。

日 時	会 場
8月7日(土)	高 梁 国 際 ホ テ ル
9月4日(土)	成羽総合福祉センター
10月2日(土)	高 梁 国 際 ホ テ ル
11月6日(土)	成羽総合福祉センター
12月4日(土)	高 梁 国 際 ホ テ ル
2月5日(土)	高 梁 国 際 ホ テ ル

▷相談時間…午後1時～午後4時

■問い合わせ・申し込み
 同連絡会事務局（市民環境課内 ☎20254）

子どもの人権110番

岡山地方事務局と県人権擁護委員協議会は、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間に合わせ、臨時電話を増設し相談を受け付けます。

☑ 出合いの機会の少ない人、結婚を望まれている人は、結婚相談員に何でも気軽に相談ください。
 なお、相談は無料です。
 ※前日までに予約が必要。

いじめや体罰、不登校、親による虐待など、子どもの人権問題について、遠慮なくご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。
 △相談電話：フリーダイヤル0120-007-110
 △期間：6月28日(月)～7月4日(日) 月～金曜日 午前8時30分～午後7時、土・日曜日 午前10時～午後5時
 ■問い合わせ 岡山地方事務局高梁支局 (☎22318)

不法滞在者・不法就労防止にご協力を

日本へ密入国した人や、適法に入国し在留期間経過後も引き続き残留する不法残留者などを総称して「不法滞在者」と呼んでいます。が、全国に約11万人いるとみられています。
 不法滞在者の目的は主に金銭を稼ぐことですが、適

法に就労することができないことから、その多くが不法就労によって生計を維持しているものとみられます。さらには、より安易に金銭を得る手段として、窃盗などの犯罪に手を染める人も後を絶ちません。
 こうした背景には、密入国や不法就労をあっせんして不当な利益を得ているブローカーや、安価な労働者として不法滞在者を雇用している事業主の存在があります。
 外国人を雇用する場合には、必ず旅券や外国人登録証明書で、在留資格・在留期間を確認してください。
 ■問い合わせ 高梁警察署 (☎20110)

7月1日は「弁理士の日の知的財産相談会

日本弁理士会は、「弁理士の日」を記念し、全国一斉に無料知的財産相談会を開催します。
 特許・実用新案・意匠・

国民年金 保険料の免除制度があります

国民年金には、所得が少なく保険料を納めることが困難な場合に、本人の申請によって納付が免除される「保険料免除制度」があります。
 この制度は、本人と配偶者および世帯主の前年所得が一定の基準額以下の場合に承認され、保険料の全額が免除される「全額免除」と、世帯の所得に応じて保険料の一部を納付して残りが免除される「一部納付（一部免除）」（1/4納付、1/2納付、3/4納付の3種類）があります。
 また、30歳未満の若年者については、世帯主の所得が基準額を超え保険料免除に該当しない場合でも、本人および配偶者のみの所得が基準を満たせば、保険料納付が猶予される「若年者納付猶予制度」もあります。
 ※一部納付制度は、納付すべき一部の保険料を納付しないと、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）となり、将来の老齢基礎年金の額に反映されません。また、障害や死亡といった不測の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

■問い合わせ 市民環境課戸籍住民係 (☎20252)
 日本年金機構高梁年金事務所 (☎20572)

商標の出願に関する内容のほか、訴訟、調査、外国での特許取得、著作権、輸入差止などに関する内容について、弁理士が無料で相談に応じます。気軽にご相談ください。

▽日時：6月26日(土) 午前10時～午後4時
 △会場：岡山商工会議所405号会議室
 ■問い合わせ 日本弁理士会広報支援評価室 (☎031351912709)